

# 保険料を請求する場合

## 請求上限額：労働保険料（労災保険、雇用保険）の事業主負担分 傷害保険料の実費

### <助成条件>

経営体が労働保険又は傷害保険に加入し、保険料を支払っていることが必要です。  
労働保険料（労災保険、雇用保険）又は傷害保険料のいずれか一方が助成対象となります。

### <助成対象となる費用>

#### ○労働保険料の場合

算定方法：農業の場合、基本的には事業主負担分の雇用保険料率は7、労災保険料率は13であることから、月の給与総支給額に料率を掛けて1000で割った数が助成対象となります。

申請の際は、HPに掲載している保険料計算書（参考様式）にて算出し、申請してください。

必要書類：賃金台帳

労災保険は「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」又は労働保険事務組合が発行する加入通知書

雇用保険は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」等の代替人材が雇用保険に加入していることが分かるもの

#### ○傷害保険料の場合

算定方法：実際にかかった費用が助成対象です（振込手数料は除きます）。

不足人員の雇用予定期間外の部分が含まれている場合、日割り計算した金額を助成します。

必要書類：被保険者の氏名が入った加入証書等、代替人材が当該傷害保険料の保証対象であることが分かるもの  
傷害保険料を支払ったことが分かるもの（領収書等）